

大槌町ふるさとづくり 協働推進事業を募集

対象となる事業

- ①町内会などが創意と工夫により実施する地域づくり事業
- ②従来の行政サービスを町内会などが実施する事業
- ③その他住民協働を推進する事業

※従来より、団体で実施していた事業などは、補助対象とはなりません。

補助対象団体

町内会、コミュニティ、自主防災組織および特定非営利活動法人(NPO)

※産業団体などの営利法人は実施主体になりません。

補助率 補助対象事業の10分の9以内

限度額 1団体当たり年10万円(1団体2回まで)

申請に必要なもの 交付申請書、事業計画書、収支予算書
募集団体 5団体

申請書の提出期限 8月31日☎

活動支援補助金について

新規に団体を組織するための活動支援補助金は、事業費の10分の9以内で限度額は1団体当たり年10万円となります。(1団体1回限り)

※同じ年度に重複して2つ以上の補助を受けることはできません。

※申請に関することは、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先

企画財政課 企画班 ☎42-8716

児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届の提出を

一 の届け出は、引き続き手当を受ける資格があるかどうかを審査するものです。期間内に忘れずに提出してください。

児童扶養手当現況届

受付期間 8月2日☎～8月31日☎

児童扶養手当とは

子どもが、父または母のいずれかと生計を共にしている家庭(ひとり親家庭)の生活の安定を図ることを目的として、支給される手当です。

支給資格要件

- ① 左記の①～⑤の世帯で、18歳まで(到達年度末まで対象)の児童を養育し、老齢福祉年金以外の公的年金を受給していない人(所得制限あり)。
- ② 父母が離婚
- ③ 父または母が死亡
- ④ 父または母が一定の障がい状態にある
- ⑤ 父または母が1年以上行方不明、または拘禁中
- ⑥ 母が婚姻によらないで懐胎

父子家庭にも支給します

ひとり親家庭を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます。受給するためには申請(認定請求)が必要です。11月30日までに手続きしてください。なお、期限を過ぎると、申請の翌月からの支給となります。

特別児童扶養手当所得状況届

受付期間 8月11日☎～9月10日☎

特別児童扶養手当とは

身体または精神に中度以上の障がいがある20歳未満の児童(身体障害者手帳1級～3級、または療育手帳A・B)を養育している父母などに手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です(所得制限あり)。

その他

県では、母子家庭の自立支援に向けて、「子育てや生活の支援」「就業支援」を行っています。

問い合わせ先 福祉課 福祉班 ☎42-8747



図書館だより

問い合わせ先 町立図書館 ☎42-7226

講談社本とあそぼう全国訪問おはなし隊が来館

町に初めて全国訪問おはなし隊がやってきます。児童の皆さん、ぜひ図書館へお越しください。

日時 8月29日☎

午前10時30分～11時35分

場所 町立図書館駐車場

※当日、図書館駐車場には駐車できません。

内容 絵本など550冊の本を積んだキャラバンカーの見学および自由読書

②おはなし隊隊長およびボランティアによるおはなし会(本の読み聞かせ)

対象年齢 2歳児から8歳児

(上記以外の年齢の児童も見学できます。)

手づくり絵本展を開催します。

岩 手県立図書館から借り受けた貴重な手づくり絵本を展示します。ぜひご覧ください。

日時 8月12日☎～15日☎

場所 町立図書館2階会議室

手づくり紙芝居の製作に参加する児童を募集

芝居製作の第一人者、佐藤和生先生(町内在住)を講師に、手づくり紙芝居製作を実施します。つきましては、参加する児童を募集します。

実施日 8月21日☎、22日☎

場所 町立図書館2階会議室

募集人員 10名程度

申込方法 町立図書館に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、提出してください。

申込締切 8月15日☎

持ち物 絵の具、クレヨン、色鉛筆など

※画用紙は図書館で用意します。

図書館2階閲覧席を「利用ください」

図書館2階閲覧席はどなたでも利用できるスペースとなっております。ぜひご利用ください。

図書 夏休み中の児童・生徒の皆さん、宿題などを快適な空間でやってみてはいかがでしょうか。

新着図書のご案内

最後の証人

袖月 裕子著 宝島社

小書写真館

宮部 みゆき著 講談社

くじけないで

柴田 トヨ著 飛鳥新社

絵本処方箋

落合 恵子著

朝日新聞出版

最新版幸せになる!赤ちゃん

男の子女の子の名づけ

田口 二州著

学習研究社

ほか

お話しひろば

読み聞かせグループ「颯2000の会」のご協力により開催されます。

日時 8月28日☎

午前10時30分から

場所 町立図書館1階児童室

内容 絵本の読み聞かせ、紙芝居など

対象 幼児から大人まで

今月の休館日

毎週☎、月末31日☎

便利な口座振替のご利用を (8月の口座振替は25日の引き落としです)

ー納め忘れのないようにお願いしますー

町税だより

8月の納期(納期限8月31日)

町県民税2期 国民健康保険税2期

■平成22年度町税収納率

	H22.6月末	H21.6月末	前年比
固定資産税	31.7%	31.4%	0.3%
軽自動車税	84.2%	83.6%	0.6%
町県民税	20.3%	20.1%	0.2%
国保税	—	—	—

※収納率は22年度(現年度)分の数字で、滞納繰越分は含まれていません。

国保税は国保を支える大切な財源です

国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費や加入者の健康づくりに役立てる大切な制度で、皆さんの保険税で支えられています。必ず納期内に納めましょう。

国保税を滞納すると

滞納者には、滞納内容(滞納している理由、金額など)と滞納の状況などを考慮した上で、法令に基づいて下記の対策を実施します。

短期被保険者証…有効期限が3ヵ月以下の被保険者証を交付します。

資格証明書…納付催告に応じない滞納者、または、特別な理由もなく納付誓約を守らない滞納者には被保険者証資格証明書を交付します。その場合、医療機関で治療を受けた際の支払いは、**全額自己負担となります。**(高校生世代以下は6ヵ月以下の短期被保険者証を交付します。)

滞納処分…納付能力がありながら納付しない滞納者を対象に、財産調査を行った上で、預貯金、給与、不動産などの差し押さえを実施します。

【町税納付に関する問い合わせ先】 税務会計課 収納班 ☎42-8729